

# 知ってみよう!

# 行ってみよう!

## 小金井市議会ガイドブック



## はじめに

小金井市は12万人の人口をもつ、“水とみどりの豊かなまち”です。いま、市議会は全議員が市民のみなさんの福祉や健康、サービス向上をめざして様々な活動に取り組んでいます。

また、市議会は平成13（2001）年から議会改革の議論を行い、改善を進めてきました。

その中で市民のみなさんに、市議会や議員の仕事、請願や陳情の出し方を知っていただこうと、「小金井市議会ガイドブック」を作成することになりました。

この冊子は、企画、レイアウト、文章など、議員自らの手で作成いたしました。全ての議員の総意による“手づくり”の冊子です。

みなさんにとって、市議会が身近なものになるように、思いを込めて作成しました。1人でも多くの方々に手にしていただき、小金井市政の発展に役立つ冊子として、活用していただければ幸いです。また、冊子に対するご意見などをお寄せください。

小金井市議会

## も く じ

ようこそ市議会へ！	1
会議場に行ってみよう！	2.3
市議会にいる人々！	4.5
市議会のしごと！	6.7.8
会議のルール！	9
いろいろな会議！	10.11
定例会のすすみ方！	12
市議会を傍聴する！	13
請願・陳情の方法！	14.15
議会情報アクセス！	16.17
よくある質問！	18.19.20.21

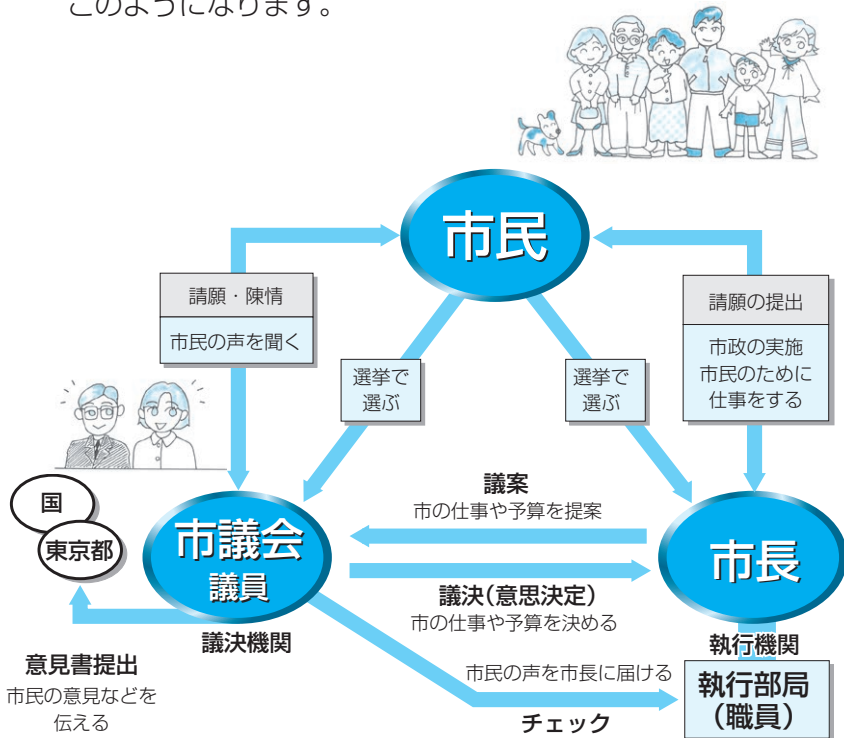
◆表紙の木の写真は、写真家の横田眞一郎さん(前原町在住)が撮影したものです。

## ●みなさんと市議会

みなさんが選挙によって選んだ市長（執行機関）が、市役所職員を通じて市民サービスを行います。

市議会はその執行機関から独立し、対等な立場にあります。市民の代表である議員が、市長の提案する予算、条例案や事業計画をはじめ、議員が提出した議案を審議し、小金井市の意思を最終的に決定（議決）する役割があります。また、市政が適切に運営されているかをチェックしたり、請願や陳情を審査し、市長へ送付するなど市民の声を市政運営に反映させます。

▼みなさんと議員、市議会と市長との関係を図にしてみると、このようになります。



## 会議場に行ってみよう！

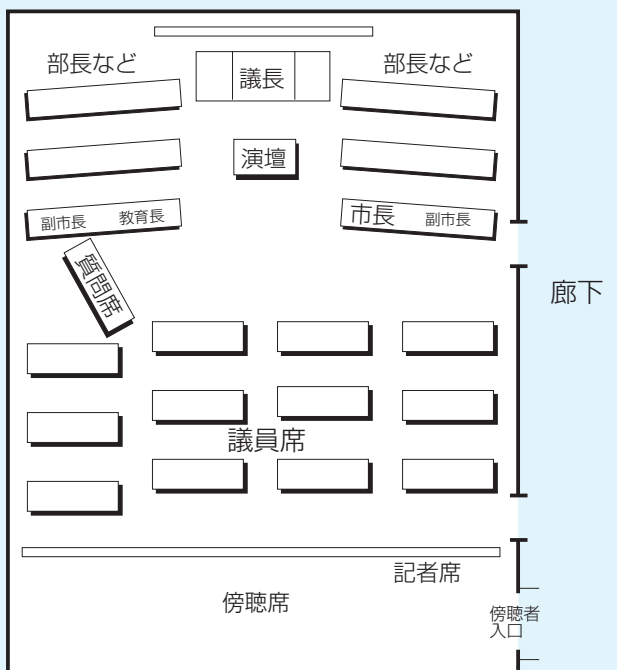
## ●本会議場

市長や議員が提出した議案などについて、質疑、討論、議決などが行われる本会議を開くための、議員全員が集まる専用の会議室です。

段差のない、フラットな会議室です。



●全体的にコンパクトで質素な会議場です。傍聴席は約30席です。他市から訪れる視察者からは、「仰々しくないフツ々の会議室ですね」「傍聴席との距離が近いですね」との感想も…。

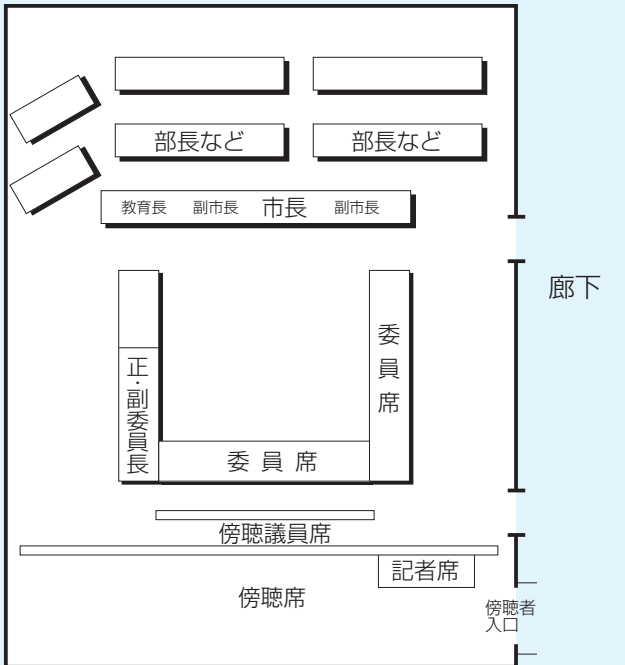


本会議場 本庁舎4階

## ●委員会室

本会議場とは別に、委員会などを開催する会議室には、本庁舎の第一会議室を利用しています。

「常任委員会」、「特別委員会」及び「議会運営委員会」の他、全員協議会や議員研修会にも使用しています。



委員会室 本庁舎3階



●他市では議会専用の会議室としているところが多いですが、小金井市では市の会議室を委員会室として使っています。普段は市の会議などに活用されている部屋です。

# 市議会にいる人々！

議員の人口比は、外国籍市民を含む市民約5,026人：議員1人の割合です。



## ●小金井市議会の特徴

- ① 平均年齢は54.17歳です。
- ② 女性の議員数は23人中9人。議席占有率は39.13%で、全国的にも女性議員の多い市議会です。
- ③ 1、2期目の議員の割合が26.09%です。

※令和4(2022)年4月現在

## ●市議会議員

4年ごとの選挙で市民が選びます。小金井市議会では、「小金井市議会議員定数条例」により、定数を24人に定めています。

みなさんの代表者である議員を選ぶ選挙には、必ず投票に行きましょう。

## ●議会のスタッフ

市議会が市民の意見を反映して十分な活動ができるよう、議会の補助機関として市議会事務局（職員：10人）が置かれています。議長のもとに、議会の庶務事務のほか、本会議や委員会の議事運営の補助、会議録の作成、議員提出案件の補助、議会活動のための調査、議会広報等の大切な事務を行っています。



## ● 議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。「議長」は市議会の代表として、議場の秩序を保ち、会議の進行役を務め、議会に関するさまざまな事務を処理します。また、国などに意見書を提出したり、他機関との協議などを行ったりします。

「副議長」は、議長を補佐し、議長が病気などにより職務遂行が不可能なときに、議長に代わり議会の運営をします。

### ～議長、副議長の選び方～

臨時会で、市議会内のさまざまな人事（役割分担）を決めます。小金井市議会では、各種委員等の任期を2年間としています。

各会派の代表者が集まる「会派代表者会議」で、議長、副議長ほかの人事を話し合います。

議長、副議長の正式な選出は選挙によります。本会議場で無記名の投票によって行われます。

### カイハ ～会派って？～

会派とは、議会において、議員が自分たちの考えを市政に反映させるための政策や主義主張を同じくする議員の集まりで、議会内交渉団体のことをいいます。

政党単位ではなく、無所属や異なる政党議員による会派もあります。また、小金井市議会では1人で結成する場合でも会派として認められています。



少数会派も尊重されています。

# 市議会のしごと！

市議会には、次の3つの機能があります。

- ①市民の意思を代表する。
- ②自治立法権にもとづいて条例をつくる。
- ③行政部局に対する批判・監視をする。

これらの機能を果たすため、以下の仕事をしています。

## ● 議決・承認・同意など

市議会は、条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、市が結ぶ重要な契約、財産の取得や処分について審議をし、可否についての表決を行います。そこで得られた市議会の意思決定のことを「議決」といいます。その中には、市議会を開く時間がないため、市長が議会にはからずに行った行為（専決処分）を議会が後日認める「承認」や、市長から提出される重要な人事案件について認める「同意」も含まれています。また、議員の中から議長、副議長を選挙で選び、常任委員会、特別委員会、一部事務組合議会議員等のメンバーを選出しています。

人事案件とは…  
副市長・教育長・  
教育委員・監査  
委員の選任・任  
命など

## 議決する主なもの

- ①条例を制定、改正、廃止すること。
- ②予算を定めること。
- ③決算を認めること。
- ④市の税金、使用料、手数料などに関すること。
- ⑤1億5千万円以上の工事や物をつくる契約の締結。
- ⑥副市長、教育長、教育委員、監査委員などの選任に同意を与えること。
- ⑦その他、法律や条例などにより市議会の権限とされていること。



## ● 市政のチェック

市政が正しく運営されているかどうか、市民の税金が有効に活用されているかどうかなど、市の仕事の状況を聞き、問題点を指摘することは市議会の大切な仕事です。本会議で質問することや委員会で報告を受け、質問することなどで、市政を点検、監視しています。また、事務の執行状況や出納の検査をしたり、監査委員に専門的な監査を求め、市政の適正な執行のための意見をまとめることも行います。



## ● 条例提案

議員定数の12分の1（小金井市では2人）以上の連名で、条例の制定や改正、修正、廃止などの提案ができます。提案どおりに決定するためには、本会議で出席議員の過半数の賛同が必要です。

### 議員提案条例の例

「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」（平成16年3月8日）

「小金井市市民参加条例」（平成21年3月14日）

「小金井市食育推進基本条例」（平成25年3月7日）

「小金井市議会基本条例」（平成28年3月28日）

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」を修正可決（平成30年6月29日）

※（ ）内は議決日です。



●議員提出の条例案、修正案などが多く、下表のように提出されています。

## 議員提出の条例案等の件数

(件)

	条例規則	意見書	決議	調査	その他	計
令和元年(2019)	6	38	14	2	0	60
令和2年(2020)	6	55	18	0	0	79
令和3年(2021)	2	46	10	1	0	59
計	14	139	42	3	0	198

## 市議会のしごと！

●請願・陳情の書き方は難しくありません。どうぞ活用ください！  
(P. 15 参照)



●小金井市議会では、請願・陳情とも同様に扱っています。

●請願・陳情者の意見陳述もできます。

●請願・陳情の代表者には、採択の半年後に、市の考えや達成状況をお知らせしています。

## ●意見書・要望書の提出と決議

市民生活に重要なことでも、それが国や東京都あるいは民間企業のことであるため、市の力だけでは解決できないことがあります。このようなときに市議会では、関係機関に解決を求めめるため、意見書や要望書を提出します。

意見書の提出は地方自治法により認められ、議決に基づいて関係行政庁や国会に対して行われます。

また、議会の意思を表明するために、決議を行うこともあります。

## ●請願・陳情の審査

市議会では、みなさんの要望や意見を請願や陳情として受けています。請願・陳情制度は、住民の声を直接、市政に反映させようとするものです。

請願・陳情は各委員会で慎重に審査し、その内容の妥当性や、施策に反映させるべきか否か等を決めます。採択の場合は、市長・教育委員会などの執行機関やその他関係機関にその実現を要望します。

小金井市議会では、多くの方から請願・陳情が提出されています。

## ●議会基本条例

市議会が市民福祉の増進及び市政の発展に寄与するため、議会の最高規範として、議会運営の理念、議会や議員の活動原則や市民参加を推進するルールを明文化したものです。

市議会には、会議を民主的にスムーズに進めるためのルール（原則）があります。

代表的なものを紹介します。

◎定数の半数以上の議員の出席で成立…**定定数の原則**

◎会議は公開 …**議事公開の原則**

公開とは、傍聴の自由、会議録の公表、報道の自由です。

◎議決には出席議員の過半数の賛成が必要

…**過半数議決の原則**

例外として3分の2以上、4分の3以上等の特別多数議決もあります。

市長不信任、庁舎の移転、議員の除名、議決の再議、議会の解散など

◎市議会の会議は会期ごとに独立…**会期不継続の原則**

会期中に議決に至らなかった案件は会期終了とともに消滅（廃案）となります。ただし、継続して審査すると議決すれば次の会期まで持ち越すこともできます。

◎一度議決したら同じ会期に同じ案件は審議しません。

…**一事不再議の原則**

◎議員は市議会で自由に発言できます。

…**発言自由の原則**

議会は言論の府です。市の行政、政策を論議し執行機関を批判監視するため、自由に発言できます。

※これらのルールは、地方自治法、小金井市議会会議規則等で定めています。

## いろいろな会議！



### 定例会

3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。

3月に開かれる定例会は、小金井市の1年間の予算を決めますので、特に大切な定例会です。

各定例会とも、土曜日、日曜日、祝日はお休みで、おおむね1か月間開かれます。

### 臨時会

市議会の議決が必要な事柄があり、市長が定例会には間に合わないと判断した場合や、議員の4分の1以上の請求があったときなどは臨時会が開かれます。

市議会では、全議員参加の本会議と、代表や一部の議員が参加する委員会が開かれます。また、必要に応じて全員協議会、広報協議会、会派代表者会議なども開かれます。

## 本会議

議長が作成した進行予定(議事日程)に基づいて、議員全員が参加して開かれます。市長や議員が提出した議案などについて質疑、討論、採決などが行われます。ここで議決されたものが市議会の最終的な意思となります。

市政全般の問題について、一般質問などの形で市長や市当局の考えが問いただされたり、新たな提案がなされるのも、この本会議です。

## 委員会

本会議で取り扱う議題は多く、問題も内容も幅広い分野にわたっています。そこでこれらをいくつかの部門に分けて、詳しく、専門的、能率的に審査するために委員会を設けています。議員は必ず1つの常任委員会に所属します。委員会には常に設置されている常任委員会・議会運営委員会と、必要に応じて設置される特別委員会があります。

### 常任委員会

#### 総務企画委員会 (8人)

総合企画、財政、税務、消防に関することなど。

#### 厚生文教委員会 (8人)

福祉、保健衛生、医療、介護、小中学校、生涯学習に関することなど。

#### 建設環境委員会 (8人)

都市計画、道路、環境などに関することなど。

#### 議会運営委員会 (8人)

議会運営、会議規則、議会改革、条例に関することなど議長の諮問事項。

### 特別委員会 (令和4年4月現在)

小金井市では、この2つの特別委員会が設置されています。

※定例会ごとに予算特別委員会、毎年秋には前年度の決算を審査する決算特別委員会が設けられています。

#### 庁舎等建設及び公共施設マネジメント推進調査特別委員会 (12人)

#### 行財政改革推進調査特別委員会 (11人)



●議事の進行についての相談を行うため、「委員会協議会」を開くことがあります。

●委員会や委員会協議会など、小金井市議会では全て傍聴できます。

●議会運営では全会派が一致してルールを決める方法をとっています。

# 定例会のすすみ方!

ジョウテイ  
**上程**

会議の議題とすること。

イッパンシツモン  
**一般質問**

市政全般について市長に質問すること(小金井市では質問と答弁を含めて1人おおむね1時間)。

フタク  
**付託**

議長が議案、請願、陳情などを委員会に審査を任せること。

トウロン  
**討論**

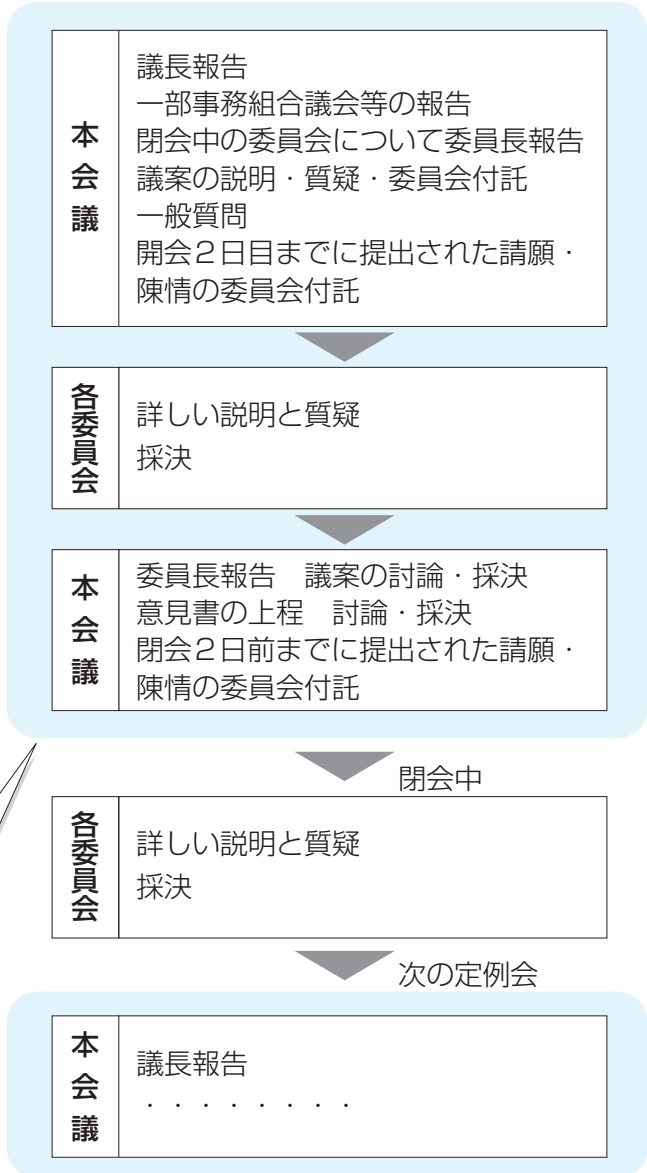
案件への賛成・反対を表明すること。

サイケツ  
**採決**

小金井市では賛成する人が起立します。

定例会はほぼ1か月間

## ● 定例会の流れ



## ●会議は全て公開!

小金井市議会では本会議・委員会など全ての会議を、子どもも外国籍市民もどなたでも傍聴できます。手続は簡単です。まず、議会事務局にいらしてください。

※傍聴席には議案や説明資料などを用意しています。コピーをすることもできます（有料）。

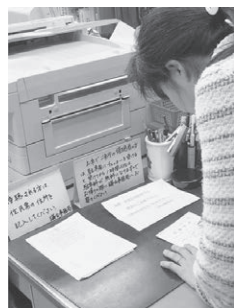
※手続のときの申出により、傍聴席からの録音や写真・ビデオ撮影もできます。

※平日に傍聴に来られない方などにも、議会の様子を知っていただくため、1年に1回、日曜議会を開催しています。

◇本庁舎にエレベーター等はありません。車椅子をご利用の方など、階段での移動が難しい方は、お手伝いいたしますのでお近くの職員に声をかけてください。



●本会議・委員会等の様子をインターネット中継・録画配信しています。



傍聴手続は簡単です。  
(4階議会事務局にて)



# 請願・陳情の方法!

## 審査の流れ



## ● 請願・陳情のしかた

市の行政等について要望がある場合、どなたでも市議会に「請願」や「陳情」をすることができます。

請願書・陳情書は、議会事務局で受け付けています(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時)。

なお、小金井市議会では、「請願」も「陳情」も原則として同じ取扱いをしています。

## ● 請願者・陳情者は趣旨説明ができます

「請願」「陳情」の代表者またはこれに代わる方が趣旨説明、補足説明等を希望される場合は、審査の前に委員会協議会を開き、発言の機会を設けています。時間は15分以内で、発言の記録を作成します。発言申出期限、発言する日時等は議会事務局までお問い合わせください。(電話 .042-387-9947)

## ● 処理結果等を市民に公開しています

採択した「請願」「陳情」は、願意に沿った対応がされるよう市長等に送付します。

そして、その処理経過及び結果は、6か月後、議長に報告されることになっており、その内容を「請願」「陳情」代表者の方にお知らせします。また、議会図書室でどなたでもご覧いただけます。



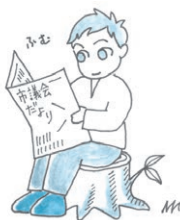




●Twitterでは市議会の予定や、ホームページの更新情報などを発信しています！



広報協議会で編集しています。



### 議会事務局

電話：  
042-387-9947  
FAX：  
042-387-1225

## ●ホームページ

小金井市ホームページの市議会のコーナーに、議員の紹介、議会のしくみ、請願・陳情の提出方法、政務活動費支出状況、市議会だより（PDF版）や会議録などを掲載していますので、ぜひご覧ください。

<http://www.city.koganei.lg.jp/>



## ●会議録

本会議の発言全てを記録した「会議録」と委員会の発言全てを記録した「委員会記録」は、市役所本庁舎4階の議会図書室、第二庁舎1階の市民課ロビー、6階の情報公開コーナー、市立図書館、公民館でご覧になれます。また、ホームページで検索することができます。

## ●市議会だより

市議会の活動状況を市民のみなさんにお知らせするため、定例会の内容を中心に年4回、「こがねい市議会だより」を発行し、各家庭に配布しています。

また、ホームページから音声版を聴くことができるほか、目の不自由な方のためにCD及びデイジーCDによる「声の議会だより」を作成し、希望者に配布しています。ご希望の方は議会事務局までお申し込みください。

## ●議員とのコンタクト方法

議会事務局に議員の名前、会派、住所、電話番号をまとめたリストがあります。ファックスでの取り寄せもできます。

## ● 議会図書室

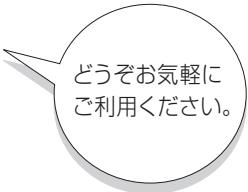
議会図書室は議員の調査研究のために設置されています。地方自治・法律を中心とした図書や国・都・市町村が発行する行政資料などを所蔵しています。

一般の方もご利用できます。コピーサービス（有料）も行っています。

## ● 情報公開コーナー

情報公開コーナーは市役所第二庁舎6階にあり、どなたでも市政に関する様々な資料を自由に閲覧することができます。情報公開・個人情報開示等の相談や手続の総合窓口ともなっています。

コピーサービス（有料）も行っています。



どうぞお気軽に  
ご利用ください。

～市議会では次のようなものを公表しています～

- ・ 政務活動費収支報告書、支出整理簿、領収書等
- ・ 議長交際費支出内訳
- ・ 委員会視察報告書
- ・ 会派視察報告書 など

## ● 情報公開制度

市議会に関する情報は、小金井市情報公開条例に基づき、だれでも公開請求をすることができます。

情報公開制度は、市が保有する情報の公開と、情報提供を充実させ、総合的な情報公開を推進することで、開かれた市政を実現することを目的としています。

## よくある質問！

### Q 1：市議会議員の身分って？

A：市議会議員は「非常勤特別職公務員」です。

### Q 2：市議会議員の仕事は年間に何日くらいあるの？

A：会議の種類には、議案等を審議する本会議、常任委員会、特別委員会、会派間の連絡調整を行う会派代表者会議、その他に正副委員長会議等があり、多くの会議が行われています。また、審議会や一部事務組合、市内各種催事等も含めると、個人差はありますが、ほぼ毎日議員としての仕事をしています。

### Q 3：市議会議員の報酬はいくら？

A：議員の報酬は、条例に基づいて月額が決まっています。現在の額は平成25（2013）年4月5日に改定されました。なお小金井市議会には出席手当のような費用弁償制度は一切ありません。  
議長 575,000円、副議長 520,000円、  
常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長 505,000円、  
議員 490,000円

### Q 4：報酬額は、どのようにして決められているの？

A：報酬額は条例によって定められており、自治体によって異なります。また報酬額を改定するような時は、市の報酬等審議会の答申を得て、条例を議決しなければなりません。

### Q 5：市議会議員の退職金はどうなってるの？

A：市議会議員には退職金は一切ありません。

### Q 6：どうしたら市議会議員になれるの？

A：選挙権のある満25歳以上で3か月以上市内に住所がある

人であれば、市議会議員選挙に立候補できます。現在の定数は24人ですから、選挙で24位以内の得票があれば市議会議員になることができます。地方自治法により、任期は4年間と定められています。

### Q 7：議員バッジはいつもつけているの？

A：市議会議員に当選すると全員に議員バッジが配布されますが、小金井市議会ではその後の対応にはルールがありません。バッジをつけるかつかないかは個人の判断となっています。

### Q 8：市議会議員は他の仕事はできないの？

A：地方自治法の「兼業の禁止」により、他の議会議員、首長、公務員、市との請負契約者、法人無限責任社員や取締役、監査役等にはなれません。

### Q 9：議会に配布される資料を入手したい時は？

A：傍聴している場合は配布された資料を有料でコピーできます。その後の場合は議会事務局にご相談ください。

### Q 10：政務活動費って何？

A：議員1人当たり月額3万円として、年に2回に分けて会派に支給される公費です。用途範囲は条例によって詳細に定められ、翌年度当初には報告書及び領収書の写しを提出し、積極的に公表しています。残金は返還されます。

### Q 11：議会を傍聴する人はどのくらいいるの？

A：令和元(2019)年の実績では、本会議(116人)、委員会(209人)を合わせて325人となっています(延べ人数)。

## よくある質問！

**Q12: 議員の視察の状況はどうなってるの？**

A：視察には委員会視察と会派視察の二つがあります。委員会視察は予算及び回数（常任委員会は年1回、特別委員会は2年に1回）が決められており、終了後には報告書を提出し、議会に配布されます。会派視察は政務活動費を活用します。視察先・内容は会派で検討し、申請書や報告書を提出しています。報告書はいずれも公開しています。

**Q13: 議会の審議時間や終了時刻は？**

A：会議の時間は午前10時～午後5時です。午後5時を過ぎる場合には、時間延長の手続きをとらなければなりません。

**Q14: 一般質問って何？**

A：市議会議員は、議案を審議・議決する以外に、市長や市当局に対し、施政方針や具体的施策について質問したり、政策提言を行うことができます。監視、提案、牽制、批判の機能を発揮できる場面として一般質問は重要です。一般質問は毎定例会ごとに行われ、小金井市議会では質問と答弁を含めて1人おおむね1時間で行っています。

**Q15: 意見書って何？**

A：市議会は議会開会中に限り、都道府県や政府に対して方針や政策等、幅広い分野で議会意思を表明する意見書を提出する権利があります。意見書の提出には過半数以上の議決が必要となります。意見書は議会の意見なので、その意見書の内容が必ず実現するというものではありません。

**Q16：再議って何？**

A：市長が、議会が行った議決に異議があるときや、議会にその権限がない、または法令違反や収支執行不能等があると判断したときに、長が議会に審議等のやり直しを求める拒否権です。

**Q17：会議中に発言される「ギジシンコウ」とは？**

A：議事進行は、議事を進める上での問題について、議長または委員長に対し、質疑や注意、または希望を述べるための発言です。認められるのは、議題に直接関係のあるものや直ちに処理を必要とするものです。

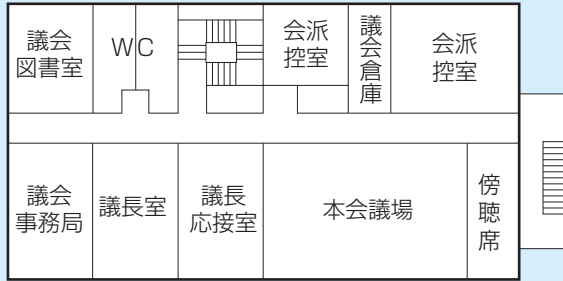
**Q18：会議中に発言される「ドウギ」とは？**

A：動議は、会議の進行または手続に関して、議員から本会議や委員会に対して口頭で行われる提案で、議決を要するものです。議案等の修正にも、動議の形式がとられています。動議は、地方自治法や会議規則に明記されており、修正動議、懲罰動議、長または議長等の不信任動議、休憩動議等々の様々な種類があります。

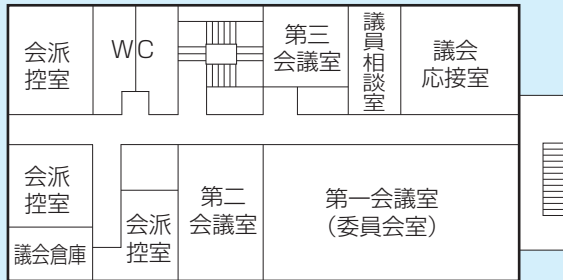
**Q19：一部事務組合とは？**

A：ごみ処理や病院運営等、1市町村では対応できない、または広域で取り組んだ方が効率的である等の理由で設立された、市町村の事務の一部を共同処理する特別地方公共団体です。一部事務組合は、市町村同様に固有の議会、執行機関や財産を持ち、また条例等の制定権も有します。小金井市には、東京たま広域資源循環組合（小金井市他24市1町）や昭和病院企業団（小金井市他6市）などがあり、各市から選出された議員が各々の一部事務組合議会を構成しています。

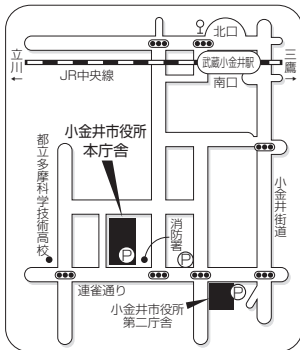
## [市議会案内図]



本庁舎4階平面図



本庁舎3階平面図



## 小金井市議会

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号  
 ダイアルイン 042-387-9947  
 FAX 042-387-1225

小金井市ホームページアドレス  
<https://www.city.koganei.lg.jp/>

知ってみよう！行ってみよう！  
 小金井市議会ガイドブック

- 発行 令和4(2022)年5月 改訂版発行／小金井市議会
- 編集・イラスト 小金井市議会ガイドブック編集委員会